

## 新石垣空港開港に伴うコンテナ搭載可能 中型ジェット機の就航を求める要請決議

石垣市は日本列島の最西南端にあって、八重山諸島の拠点都市であり、台湾や東南アジア諸国をはじめ、広くアジア・太平洋地域に開かれた位置にあり自然に恵まれた亜熱帯性気候の国境の都市であります。

八重山郡民長年の悲願であった新石垣空港が平成25年3月7日に供用開始が予定されています。現在の石垣空港は、昭和31年より民間航空会社の運航が始まり、増大する航空需要に対応するため、滑走路の延長が課題となりましたが、隣接する市街地及び史跡等の移設が困難なことから、暫定的に小型ジェット機（B-737型機等）のみの運航を余儀なくされております。

この為、現空港ではコンテナ搭載可能な機材の発着が不可能なため、重量制限等、運航に諸制約が課せられており、生産ニーズに即した農水産物のパイプやマンゴーの青果物や、マグロなどの魚介類等の生鮮品の積み残しが生じ、鮮度、品質の低下、市場への安定的な供給ができない状態であります。

平成25年3月に開港の新石垣空港は滑走路2,000メートルで、ボーイング767型機等の中型機発着可能な空港として整備が進められているところであります。

空港開港後、中型機の就航が実現すればフライト農業、漁業の推進が図られ、本市及び八重山圏域の農林水産業はもとより経済全体の振興にも大きく寄与できるものと考えます。

よって本市議会は、本市及び八重山経済の振興を図る上でも、新石垣空港が供用開始となる平成25年3月7日よりコンテナ搭載可能な中型機の就航を強く要請いたします。

以上、決議する。

平成24年3月27日

石垣市議会

あて先

全日本空輸(株) 日本航空(株) 日本トランスオーシャン航空(株)